

6次産業化支援施設商品開発支援申請書

年 月 日

長門市長 様

申請者団体名

申請団体所在地

代表者又は責任者名

電話番号（ - - ）

商品開発支援を受けたいので、長門市6次産業化支援施設を利用した商品開発支援事業実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。申請する商品開発支援業務の内容は、別紙1仕様書のとおりとし、別紙2支援業務条件書の記載内容を承諾の上申請します。

使用する原料	
商品開発支援 商品分類	
利用料	円
支援内容及び条件	別紙仕様書のとおり
備 考	

※ 処 理 欄	受付	受付	

注) ※欄には記入しないでください。

6次産業化支援施設商品開発支援仕様書

1 使用する原料・半製品及び資材

--

2 商品開発支援指示事項

(質、形状、サイズ、販売単価、販売先、購入者等)

--

3 本業務の期間

承諾通知書発出日から 年 月 日までとする。

4 試作品製造の回数

試作品製造の回数は3回までとし、回数を追加する場合は、別途利用料を負担する。

5 原料及び資材

ア 本業務に必要な原料・半製品及び資材は、全て申請者の持ち込む原料・半製品及び資材とする。

イ 申請者の持ち込む原料・半製品及び資材の品質は、申請者が管理する。

ウ 申請者の持ち込む原料・半製品及び資材に起因する損害が発生した場合には、市は責任を負担しない。

エ 申請者の持ち込む原料・半製品及び資材に起因する損害が発生し、かつ、市が第三者から損害賠償を請求された場合には、市は申請者に対して第三者から請求された金額の全額を請求することができる。

6 申請者から貸与された資料（以下「業務資料」という。）は厳重な取扱いを行うものとし、本件業務の実施、その他申請者の指定した目的以外に使用してはならない。

6次産業化支援施設商品開発支援条件書

申請者は、長門市6次産業化支援施設を利用した商品開発支援事業実施要綱の規定内容及び次の事項を確認し承諾した上で申請するものである。

- (1) 本支援業務は、申請者、市及び支援業務受託業者（以下「受託業者」という。）の3者契約とし、試作品製造業務は受託業者が行うものとする。
- (2) 本件商品開発支援は、商品化を保証するものではない。
- (3) 商品開発支援が中止となった場合も、第5条の料金を納入しなければならない。
- (4) 本件業務のため受託業者が開発した製法については、全て受託業者に帰属し、申請者は受託業者の承諾がない限り、第三者に漏洩し又は開示してはならない。
- (5) 原料及び資材の取扱については、次のとおりとする。
 - ア 本業務に必要な原料・半製品及び資材は、全て申請者の持ち込む原料・半製品及び資材とする。
 - イ 申請者の持ち込む原料・半製品及び資材の品質は、申請者が管理する。
 - ウ 申請者の持ち込む原料・半製品及び資材に起因する損害が発生した場合には、市は責任を負担しない。
 - エ 申請者の持ち込む原料・半製品及び資材に起因する損害が発生し、かつ、市が第三者から損害賠償を請求された場合には、市は申請者に対して第三者から請求された金額の全額を請求することができる。
- (6) 受託業者は、本件業務を完了したときは、遅滞なく、試作製造品を申請者に引渡すものとする。
- (7) 双方、相手方の書面による事前の承諾なしに、本業務に関連して発生する相手方に対する権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、引き受けさせ、又は承継させてはならない。
- (8) 本試作製造品の所有権は、完成品、半製品のいずれの状態であっても、申請者に帰属する。また、受託業者は、本試作製造品を申請者に引き渡すまでの間、善良なる管理者の注意義務を持って保管しなければならない。
- (9) 受託業者は、天災その他の不可抗力により、その責めに帰することができない事由により、本業務の全部又は一部を履行することができないときは、申請者の承諾を得て、当該部分の義務を免れるものとし、申請者は当該部分についての料金の支払いを免れるものとする。

- (10) 本件業務の実施中に受託業者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、受託業者の負担とする。ただし、その損害が申請者の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。
- (11) 次の各号のいずれかに該当するときは、市は、この契約を解除することができる。
- ア 申請書（別紙1及び別紙2を含む）事項に違反する行為があると認めるとき
 - イ 申請書の内容に虚偽の記載があることが判明したとき。（記載すべき事項があるにもかかわらず故意に記載しなかった場合を含む。）
 - ウ 長門市6次産業化支援施設を利用した商品開発支援事業実施要綱及び承諾条件に違反したとき。
- (12) 市が承諾を取り消した場合において、損害を受けることがあっても市はその損害を賠償しない。
- (13) 承諾事項に違反する行為により市が使用許可を取り消した場合において、市に損害を与えたときは、その損害を市に賠償しなければならない。
- (14) 受託業者は、その責めに帰すべき理由により、本書及び別紙1仕様書に定める義務を履行を怠り、申請者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として申請者に支払わなければならない。
- (15) 長門市6次産業化支援施設を利用した商品開発支援事業実施要綱に定める事項を遵守すること。
- (16) 申請書、別紙1仕様書及び本書に定めのない事項につき疑義を生じた場合については、その都度協議して定めるものとする。